は保有したとき）、」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき。」を「とき、又は同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該信用金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第十九号の五中「第五十四条の二十三第六項」を「第五十四条の二十三第四項」に改め、「同項に規定する」を削り、「、又は同条第七項」を「同条第一項第十四号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項」に、「同条第六項の」を「同条第四項の」に改め、「同条第六項に規定する」を削り、「とき。」を「とき若しくは同項第十四号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該信用金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第二十四号中「、第五十四条の二十三第六項（同条第七項」を「若しくは第六項、第五十四条の二十三第四項（同条第七項又は第十三項」に、「）若しくは」を「）、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、」に、「認可」を「認可又は承認」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（信用金庫による信用金庫グループの経営管理に関する特例）

2　第五十四条の二十一の二の規定は、当分の間、第五十四条の二十一第一項第五号に掲げる会社を子会社としていない信用金庫には、適用しない。

（長期信用銀行法の一部改正）

第八条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次の一号を加える。

十六　当該長期信用銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第六条第五項中「（定義）」及び「（金融機関の有価証券関連業の禁止等）」を削る。

第十三条の二第一項中「（以下この条」の下に「及び第十七条」を加え、同項第三号中「（以下」を「（第十一号ロ並びに第十六条の四第一項第二号及び第十号ロにおいて」に改め、同項第四号中「（以下」を「（第十一号ロ並びに第十六条の四第一項第三号及び第十号ロにおいて」に改め、同項第五号中「以下」を「第十一号ロ並びに第十六条の四第一項第四号及び第十号ロにおいて」に改め、同項第六号中「昭和十八年法律第四十三号」の下に「。第十一号ロにおいて「兼営法」という。」を加え、「第四項第八号イ」を「同号ロ」に、「会社（以下」を「もの（同号ロ並びに第十六条の四第一項第五号及び第十号ロにおいて」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該長期信用銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ　従属業務

ロ　金融関連業務（当該長期信用銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該長期信用銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該長期信用銀行が信託兼営銀行（兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。第十六条の四第一項第十号ロにおいて同じ。）、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（当該長期信用銀行が兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む長期信用銀行である場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第十三条の二第一項第十二号中「当該会社の議決権を、」を削り、「次号」を「次号及び第十四号」に、「合算して、」を「合算してその基準議決権数（」に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）を」に改め、同項第十四号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号の二中「、当該会社の議決権を」を削り、「、第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

第十三条の二第四項第二号中「銀行業」を「第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務」に改め、同項第六号から第八号までを削り、同条第五項中「以外」を「以外の国内」に、「の担保権」を「（第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の担保権」に、「、長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二」を「、長期信用銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十二号の二」を「から第十四号まで」に改め、同条第六項から第十四項までを次のように改める。

6　長期信用銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社（従属業務（第四項第一号に規定する従属業務をいう。）又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第二十七条第四号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。